

1 3 訪問系サービスにかかる 留意事項について

I 共通事項

1 管理者

(1) 管理者の要件（基準省令第6条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。

ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(2) 管理者の責務（基準省令第30条第1項、2項）

- ① 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ② 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

【解釈通知】

管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に基準第二章第四節（運営に関基準）を遵守させるための指揮命令を行うものである。

2 サービス提供責任者

(1) サービス提供責任者の要件（基準省令第5条第2項）

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(2) サービス提供責任者の責務（基準省令第26条、第30条第3項）

- ① サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- ② サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- ③ サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- ④ サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

【解釈通知】

サービス提供責任者の中心的な業務である居宅介護計画の作成について規定したものであり、サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施するものである。

- ① サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等については、利用者及び家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価について説明を行うものとする。
- ② 居宅介護計画書の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、居宅介護計画書の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ③ 居宅介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならない。
- ④ サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

【留意事項通知（抜粋）】

居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。なお、居宅介護については、派遣される従業者の種別により所定単位数が異なる場合があることから、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載すること。

→関連資料①

3 サービス提供の記録（基準省令第19条）

- ① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
- ② 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

【解釈通知】

基準第19条第1項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。

同条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

4 介護給付費の額に係る通知等（基準省令第23条第1項）

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

【解釈通知】

基準第23条第1項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。

5 同居家族に対するサービス提供の禁止（基準省令第27条）

指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

【支援費制度関係Q & A 集平成16年12月】

(問) 指定居宅介護事業者は、居宅支援事業者の運営基準省令第25条において、従業者にその同居家族である利用者に対して、居宅介護の提供をさせてはならないとされているが、同居以外の家族等については、提供させて良いか。

(答) 省令の趣旨は、同居の家族は、家族として介護しているか、ホームヘルパーとして介護しているかが不明確になることから、家族への派遣を禁止したものである。

別居の家族についても、同様に不明確になることから、この省令の趣旨を踏まえると安易なサービス提供は、適切とはいえないので、事業者との利用計画やサービス提供内容などの契約内容を判断した上で誤解の生じないようにすべきである。

II 同行援護

1 同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

同行援護従業者等に係る経過措置については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について（障発1001 第1号平成26年10月1日）」により平成30年3月31日まで延長されたところですが、上記通知の趣旨を踏まえ、本県では、平成27年4月1日以降同行援護事業所においてサービス提供責任者として勤務する者については、2年以内に必要な研修を受講することを前提として認めることとします。（→関連資料②）

2 変更届出書に係る留意点

- ① 同行援護従事する従業員名簿等を添付してください。
- ② サービス提供責任者等が所定の研修修了や実務経験等を満たしているか確認してください。

（添付例：事業所全体の勤務形態一覧表と同行援護事業所の勤務形態一覧表を添付）

III その他

1 「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に伴う変更届出書の提出について

指定居宅介護事業所等は、当該指定内容に変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届出書の提出が必要となりますが、運営規定の内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更（以下、人員の変更という。）に伴う変更届出書については、変更手続きの簡素化を図るため、介護保険サービス同様、本県では年に1度、6月中に変更届出書を提出という運用を行っていますが、平成27年度についても下記に基づき提出してください。

【提出期間】

- ・提出期間 平成27年6月1日（月）から平成27年6月30日（火）
- ・提出先 事業所の所在する地域を管轄する振興局保健福祉課
※和歌山市内に所在する事業所については和歌山市へ提出
- ・基準日 平成27年6月1日

※書類作成にあたっての留意事項※

- ① 「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更のあった事項が次に該当する場合は、変更日から10日以内に変更届出書を提出してください。
 - ・事業所の管理者の氏名及び住所の変更
 - ・サービス提供責任者の氏名及び住所の変更
- ② 平成27年3月31日から7月31日までに指定有効期限が満了となる事業所において、指定更新を受ける事業所については、今回の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に伴う変更届出書の提出は必要ありません。
- ③ 平成26年6月1日と平成27年6月1日を比較して、職員の員数等に変更のない場合、変更届出書の提出は必要ありません。

ただし、平成26年7月以降、職員の員数等について変更届出書を提出済みの事業所については、直近の変更届出書からの変更が無ければ提出は不要です。

- ④ 資格証等の写しについては、従業員全員分を添付し「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」に記載した順に添付してください。

また、婚姻等により、資格証等の氏名が変更になっている場合は、戸籍謄本等の写しを添付してください。

- ⑤ 資格証等の写しについては、全て原本証明をしてください。
⑥ 変更届出書の提出にあたっては、人員基準違反とならないよう厚生労働省令等十分に確認の上、提出してください。

2 休止届書、廃止届出書について

- ・事業を休止もしくは廃止する場合は、1ヶ月前までに提出を行ってください。

3 実地指導について

平成27年度以降の実地指導について、当分の間、居宅介護等計画及び同行援護事業所における従業者の研修受講状況を重点確認事項とする予定です。

居宅介護等計画書（参考様式）

	作成日	年 月 日	作成者	
利用者名	生年月日	住 所		連絡先
様	S H 年 月 日(歳)	〒 -		TEL: () FAX: ()

本人(家族)の希望	
-----------	--

援助目標	
------	--

サービス 内 容	<input type="checkbox"/> 身体介護	時間	<input type="checkbox"/> 家事援助	時間	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	時間
	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う)	時間	<input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない)		<input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	時間
	<input type="checkbox"/> 同行援護	時間	<input type="checkbox"/> 行動援護	時間		

【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
0:00								
1:00								
2:00								
3:00								
4:00								
5:00								
6:00								
7:00								
8:00								
9:00								
10:00								
11:00								
12:00								
13:00								
14:00								
15:00								
16:00								
17:00								
18:00								
19:00								
20:00								
21:00								
22:00								
23:00								

利用者確認印	
--------	--

【サービス内容】

サービス 1	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	
	介護者種別			

サービス 2	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	
	介護者種別			

サービス 3	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	
	介護者種別			

サービス 4	援助項目	サービスの内容	留意事項	
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴う) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 通院等介助(身体介護を伴わない) <input type="checkbox"/> 行動援護	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 同行援護	
	介護者種別			

障 障 発 1001 第 1 号
平成 26 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公 印 省 略）

同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障 発 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障 発 1206001 号）の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところで

す。
つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

従業者	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u> 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了を要しない経過措置</u> 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

2 同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）について

同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくよう併せてお願いする。

<同行援護事業所における人員基準>

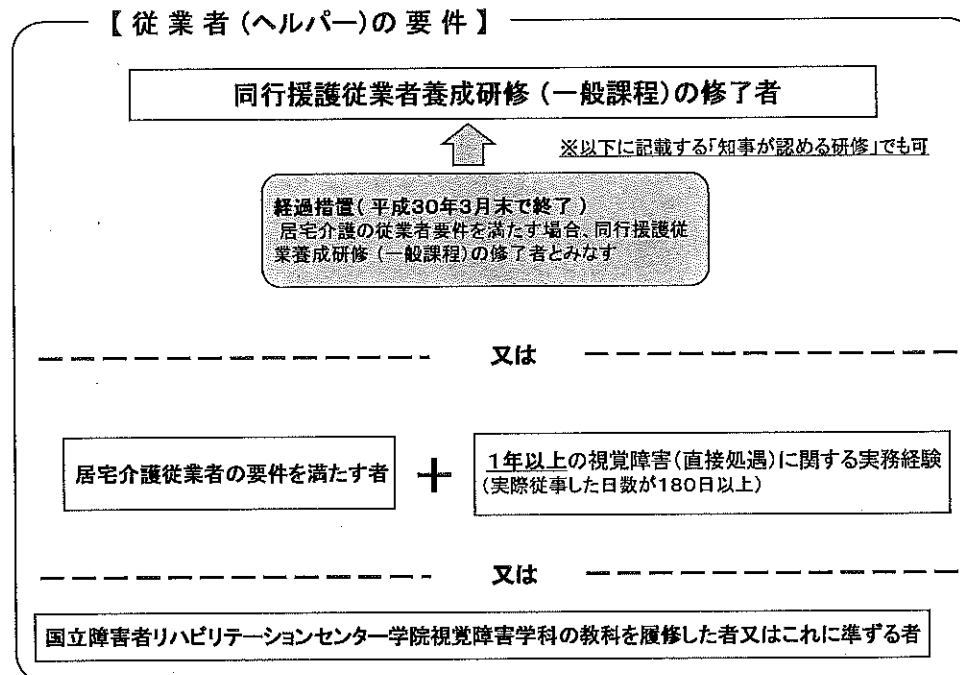
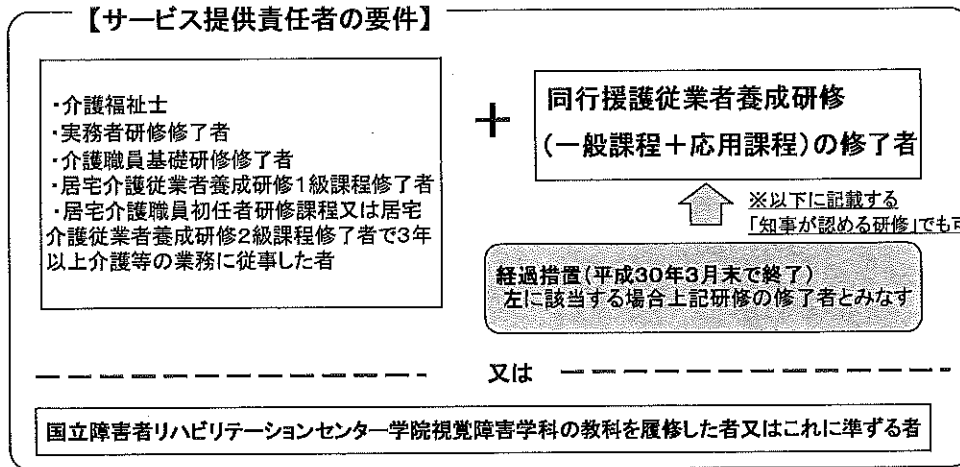
従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤換算 2.5人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

4 その他

経過措置期間中（平成26年10月1日から平成30年3月31日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了承ください。

同行援護従業者の資格要件について



平成30年3月末で経過措置が終了するため、上記要件を満たしていない方は、サービス提供責任者は同行援護従業者養成研修の一般課程、応用課程を従業者(ヘルパー)は同行援護従業者養成研修の一般課程を受講する必要があります。
※経過措置の延長については今回限りとなりますので、必要な研修の受講漏れがないよう十分御留意ください。

- ※知事が認める研修**
- 1 下記研修を修了していれば、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。
 - ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
 - ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
 - ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者(養成)研修課程
 - 2 下記研修を修了していれば、同行援護従業者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。
 - ・視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修